

■ 4条1項11号

不服 2019-14392

<本願商標>

「C字カーブ」(標準文字)

第5類「薬剤, 歯科用材料, 医療用油紙, 衛生マスク, オブラート, ガーゼ, カプセル, 眼帯, 耳帯, 生理帯, 生理用タンポン, 生理用ナプキン, 生理用パンティ, 生理用パンティライナー, 脱脂綿, ばんそうこう, 包帯, 包帯液, 胸当てパッド, 綿棒, おむつ, おむつカバー, 失禁用ナプキン, 失禁用パッド, 失禁用ライナー, 失禁用パンツ, 大人用紙オムツ (パンツ式のものを含む), 失禁用おしめ, 失禁用吸収性ショーツ及びトランクスその他の失禁用吸収性下着, 紙製幼児用おしめ, 使い捨て (紙製) 乳幼児用おしめ (パンツ式のものを含む), 使い捨て (紙製) 乳幼児用トレーニングパンツ, 愛玩動物用おむつ, 愛玩動物用紙製おしめ, 乳幼児用粉乳, 乳幼児用飲料, 乳幼児用食品」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は, 登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標: 「Cカーブ」(標準文字)

第25類「被服, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は, 「C字カーブ」の文字よりなるところ, 当該文字は, 辞書類に記載された既成語とは認められないものであるから, 特定の語義を有しない一種の造語として理解されるものである。

したがって, 本願商標は, その構成文字に相応して, 「シージカーブ」の一連の称呼を生じ, 特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「Cカーブ」の文字よりなるところ、当該文字は、辞書類に載録された既成語とは認められないものであるから、特定の語義を有しない一種の造語として理解されるものである。

したがって、引用商標は、その構成文字に相応して、「シーカーブ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標との類否について検討するに、外観においては、それぞれ上記1及び2のとおりであり、「字」の文字の有無に差異があるから、外観上、判然と区別できるものである。

次に、本願商標より生ずる「シージカーブ」の称呼と引用商標より生ずる「シーカーブ」の称呼とは、「ジ」の音の有無という顕著な差異を有するものであるから、称呼上、明瞭に聴別できるものである。

さらに、観念においては、本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、比較することができない。

したがって、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができないものの、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、これらを総合して判断すれば、両者は、互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品と引用商標の指定商品とを比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「C字カーブ」と、引用商標「Cカーブ」は、観念において比較することができないものの、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、これらを総合して判断すれば、両者は互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

審決では、あっさりとは非類似の結論がされていますが、個人的には少々疑問を感じます。ただ、現在の類否判断プラクティスでは、ある文字商標を構成する文字の間に、1字ないし複数字を挟み込んだ場合、ほぼ確実に「非類似」と最終的には判断されますし、元の文字商標が周知・著名でないかぎり、他の拒絶理由に該当するとされることも、まずありません。

したがって、現行の類否判断プラクティスに基づけば、妥当な結論と言えるのでしょうか。

とはいえ、引用商標権者の立場からすれば、青天の霹靂にちがいません。しかも、このような類否判断プラクティスである以上、対策の打ちようもありません。「A」と「B」の文字要素の結合からなる商標であれば、後からの第三者による商標登録の防止対策として、「A」のみ、または「B」のみの文字について、予防的に商標登録をしておくこともできますが、「A」と「B」の間に何らかの文字を挟み込まれてしまう場合は、そのパターンが無限にありますので、防衛的な商標登録をするのは不可能です。

当職は以前より、こういった場合における現行の類否判断プラクティスの直接適用には問題があると考えていました。この現行プラクティスを悪用すれば、ターゲットとした他者の商標に寄せた商標が、いとも簡単に非類似商標として商標登録可能となってしまいます。これは、フリーライドを助長する可能性がある上、それらに独占排他権までも認めてしまうおそれがあるという点からも、問題があるように思います。

しかしながら、審査官（審判官）からすれば、出願された商標が、偶然にも他者の商標に寄せたような構成になってしまったのか、それとも、最初からフリーライドや嫌がらせの目的で採択されたのかを判断するのは非常に困難であるということも事実だと思えます。

この点、本事件のような商標同士を比較する場合には、引用商標の造語性や、両商標から需要者が感得するイメージ・印象の共通性といった点等についても、総合的考察の一要素として、類否判断において参酌してはどうかと個人的には思いますが、いかがでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)
< 2020年8月3日 >